

山鹿市地域農林業担い手育成支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 3 0 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市地域農林業担い手育成支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

山鹿市地域農林業担い手育成支援事業補助金交付要綱（平成 2 1 年山鹿市告示第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第 4 条を次のように改める。

（補助金の額）

第 4 条 この要綱による補助金の額は、次のとおりとする。ただし、その補助金の額（第 1 号及び第 2 号のいずれにも該当するときは、その合計額）に、1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（1） 前条第 1 号に掲げる補助対象事業にあつては、これに要する経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、3 0 0 万円を限度とする。

（2） 前条第 2 号に掲げる補助対象事業にあつては、これに要する経費の額とし、6 0 万円を限度とする。

第 5 条第 2 項第 4 号を削り、同項第 5 号中「第 2 条第 8 号」を「第 2 条第 7 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号を同項第 5 号とする。

第 1 0 条を第 1 1 条とする。

第 9 条に次のただし書を加え、同条を第 1 0 条とする。

ただし、補助事業者に災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、市長が認める場合は、この限りでない。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（補助金の交付決定の取消し等）

第 9 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合を除き、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定若しくは市長の指示に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認めるとき。

- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消したとき、又は次条ただし書の規定の適用を受けたときは、それらの内容に応じて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

様式第1号及び様式第2号中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の山鹿市地域農林業担い手育成支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。